

高山市議会

ぎかいだより



創刊号

2010年11月1日
発行

特集 議会改革への取り組み……………	2－3
9月定例会結果内容……………	4－6
臨時会結果内容……………	7
委員会付託議案審査内容……………	8－9
委員会情報（市民意見調査など）…	10－11
次回市民意見交換会のお知らせ………	12

題字：東小学校5年生 洞口愛美さん



第1回政策討論会



市民意見交換会 丹生川会場

活力ある議会に

向けて！

分権制度の推進などにより、地方の政治は岐路に立たされています
時代に順応し市民ニーズに応えるため、私たちの改革は はじまりました

市民意見交換会

市内全域で開催

議会改革を推進する中で、高山市議会での初の試みである市民意見交換会を、市内全域の小学校区19会場において、4月19日から5月13日まで開催しました。

今回は、来年4月に行われる市議会議員選挙に向けて、議会として取りまとめた議員定数24人（現行36人）と全市を一区とする選挙区の案をはじめとした議会改革の取り組みを報告し、さまざまなご意見を伺うために行ったものです。約900人という多数の参加をいただくなかで、どの会場でも厳しい意見が出されました。議会全体に対する批判や激励も多数あり、そのなかには議会の役割や議員の責務、政治論理や

政策討論会

市民意見からの提言

9月10日、高山市議会はじめての「政策討論会」を開きました。これは、市民意見交換会でいただいた意見から特に重要と思われるものを選び出し、議員全員での討論によって共通の認識を深め、市長に提言し、政策につなげよう——とする試みです。

今回は、選出された3つのテーマについて、それぞれを受け持つ委員会が調査研究したものを土台として意見交換しました。そのなかで次の2点について意見がまとまり、議会の合意として市長に提言しました。

報酬などについてもご意見をいただいています。

また行政に対する意見や要望も多く出されています。議会はそれを整理し、各委員会において市民の皆様の大切な声を基に調査研究に取り組んでいるところです。一定の見解が示された内容については、9月に政策討論会を開き議員全員で議論しています。

11月の第2回市民意見交換会（日程は最終ページ参照）では、その中間報告と議会の考え方を説明し、多くの皆様の多様なご意見をお伺いしたいと考えています。是非ご参加ください。

現在、議会基本条例の制定に向けて取り組みを進めていることから、9月27日現在で、124の自治体議会が制定しています（自治体議会改革フォーラム調）。

議会基本条例制定に向けて皆さんと議会との約束です

高山市議会は議会改革に取り組んでおり、その一環として「議会基本条例」の制定をめざしています。

条例とは、地方自治体が自主的に決めることのできるさまりです。そして、高山市議会が制定に向けて取り組んでいる議会基本条例は、市民にとってより良い政策を生み出すための政策活動のルールを整備するものであり、規定された内容は「市民の皆さんとの約束」になります。

全国的に議会基本条例制定の取り組みがすすめられており、9月27日現在で、124の自治体議会が制定しています（自治体議会改革フォーラム調）。

高山市議会の姿あるべき

高山市議会は、広大な市域における意思決定機能に就いて、市民の負託を深く、議員相互の議論意形成を図り、わかりやすい開かれた議会をめざす。

①火葬場の建設

現在使用されている火葬場は高山・久々野・莊川の各所と飛騨市2施設の計5施設。なかでも使用頻度が高い高山について、老朽化や交通アクセス・使い勝手の悪さなどの課題が指摘されている。

【提言】

高山火葬場は新規に建設するべきであり、執行部は早期に検討委員会を立ち上げ、建設場所などについて十分に調査すること。また財政計画に挙げて、建設の方向性を示すこと。

②景気対策

高山市において景気の低迷は著しく、商取引の不活性は深刻な課題。

◇3つめのテーマ「地域医療の確保について」は課題が広範囲に及ぶため、今後も調査研究を続けることとなりました。

【提言】

緊急景気対策として、大型プレミアム商品券の発行を早期に実施すること。また入札制度と公共事業の地元発注について、改善のため調査研究すること。



京都府京丹後市での議会改革調査

今年度末には200を超える自治体で制定されるともいわれています。議会基本条例の制定は全国的な動きとなつていますが、気をつけなければならないのは、議会基本条例は制定することを目的とするのではなく、条例に定めた内容に基づいて活動をすすめてこそ価値があるということです。

現在、全国各地で首長と議会の関係が問題視されています。地方政治の仕組みは「首長と議会との機関対立型」といわれており、市長、議会議員ともに選挙で選出されている、それぞれの責任と役割は分担されています。議会には議決する権限などが与えられています。市民から求められていることは、行政に対する監視・評価機能と政策立案機能を発揮することです。各地で批判されている主な内容は、議会が機能を十分にいかしていないことや、活動が市民に見えにくいことだと考えられます。

取り組みをすすめている高山市の議会基本条例の特長は、「委員会活動を中心とした政策形成サイクル」を位置づけようとしていることです。委員会が中心となつて、市民との意見交換を基に議員同士の討論をすすめる、政策提案・提言を行い、その結果を評価するサイクルの確立をめざしています。

現在は議会基本条例

の素案を取りまとめている段階で、今後は市民の皆さんへ素案を公表します。市民の皆さんからのご意見も参考にさせていただきます。今年度中の議会基本条例の制定に向けて、議会一丸となって取り組んでいきます。

9月定例会の結果を報告します

9月定例会は、9月3日から27日までの25日間にわたり開かれました。

条例、予算、人事案件などの30議案を審議し、原案のとおり認定・可決・同意・答申しました。

9月3日本会議

◆旧矢嶋邸跡地等整備工事（建築）請負契約の変更について

旧矢嶋邸跡地整備工事で、シロアリ被害による構造材の劣化が著しいため、部材の取り替え及び補修工事を追加するもの。工事額が3億1815万円の予定から、約3億5807万円に増額することを全員一致で可決しました。

◆財産の取得について

文化ホール（国府町）の客席椅子585席、

図書館書架など家具一式（ベンチ、テーブル書架）、甲冑（かつちゅう）展示ケース一台など7770万円を協

同組合飛驒木工連合会より取得するもので、全員一致で可決しました。

主な質疑は次の通りです。

質問 地元業者にすべて発注できる予定か？
答弁 その予定です。

9月7日本会議

* 議第65号 高山市火災予防条例の一部を改正する条例について

* 議第66号 過疎地域自立促進計画について

委員会へ付託。8ページに詳細を掲載。

* 諮問第1号 地方自治法第229条第4項の規定に基づく異議申し立てに関する諮問について

* 議第87号 高山市副市長定数条例の一部を改正する条例について
以上3件を総務企画

* 議第1号 平成21年度水道事業会計決算について
* 議第67号、議第68号 市道路線の廃止、変更について

以上4件を基盤整備委員会へ付託。8―9ページに詳細を掲載。

議第64号

平成22年度高山市一般会計補正予算（第3号）

- ◇総合交通対策費 5300万円
のらマイカー、福祉バス、路線バスなどの利便性向上を図るため
- ◇住宅管理費 2500万円
石浦団地の火災による修繕費など
- ◇文化財施設費 4000万円
旧矢嶋邸工事の増額

上記合計1億1800万円の財源として

- ◇国などの補助 7150万円
- ◇市所有のバスの下取り 350万円
- ◇前年度の繰越金 4300万円

により支出する予算の補正で、全員一致で可決しました。

主な質疑は次の通りです。

質問 工事契約変更の増額について、ルールがしっかりしていないのではないか。

答弁 ルールはないが、不満が出ないように受注業者と調整しながらやっていきたい。



9月27日本会議

◆総務企画委員会報告

付託案件は、議第65号、66号、87号（8ページ参照）で、委員長報告の通り可決しました。

◆基盤整備委員会報告

付託案件は、認第1

号、議第67号、68号、諮問第1号（8―9ページ参照）で、一部質問を受け委員長報告の通り可決しました。

◆人事案件

議第69号から議第86号まで及び議第89号については、全員一致で同意しました。

（以下敬称略）

・教育委員会委員の任命
北村剛治

・固定資産評価審査委員会委員の選任

鍋島正子

・人権擁護委員候補者の推薦（16名）

今城松枝・沖本善邦

芝野良博・清水口正雄

高橋文子・田口静枝

平岡須美子・廣島啓子

三枝祥一・三木宣子

荒木千恵・塩谷登美子

谷口勘一・長尾美奈子

堀内昇一・渡邊止範

・副市長の選任

西倉良介

（前企画管理部長）

◆岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

國島市長が推薦され、選出されました。

◆委員会報告

福祉保健委員会及び文教経済委員会の9月10日の政策討論会

（3ページ参照）の結果について、各委員長より報告しました。

◆閉会中の継続調査に関する件

4つの常任委員会の閉会中の継続調査について可決しました。

◆議会改革等に関する特別委員会の中間報告

9月22日予算特別委員会

議第88号 平成22年度高山市一般会計補正予算（第4号）

景気対策事業を含む下記の総額10億5436万5千円の予算の補正

◇プレミアム付き商品券事業への助成（総額20億円発行）	2億2000万円
◇道路、側溝、河川などの修繕工事	3億6000万円
◇庁舎、保育園、学校などの施設修繕及び備品整備	6700万円
◇市営住宅の修繕	1億4500万円
◇屋根遮熱塗装推進事業補助金の増額	1000万円
◇伝建地区保存事業など補助金の増額	1450万円
◇北小学校屋内運動場補強工事の前倒し	2500万円
◇非正規労働者のための就業機会の創出（拡大）	6000万円
◇災害復旧（農業施設災害、土木施設災害）	5000万円
◇北稜中学校校舎改築工事設計業務委託	2800万円
◇地上デジタル放送移行に伴う共聴施設整備費補助金の増額	1400万円
◇その他 基金積立、返還金、諸修繕など	約 6000万円

財源として、国、県などの補助1億4100万円、前年度繰越金9億800万円などを充てるもので、全員一致で可決しました。

主な質疑は次の通りです。

質問 プレミアム商品券の発売時期、単位、販売方法は？

答弁 市の広報で引換券を配布し、11月初旬より引換え販売、使用期限は3月末まで。1000円券10枚で1万円単位で一人につき5万円以内土日祝日や平日も夜7時くらいまで販売する。10枚中3枚は大手地元スーパーでも使えるものにしたい。

質問 屋根遮熱塗装の補助実績は？ 屋根遮熱の板金は考えていないのか？

答弁 9月21日までで78件、1187万円の実績、板金の補助などについても検討していきたい。

質問 地デジ対策はこれで万全か？

答弁 共聴施設については、まだ、一カ所対応できていないところもあるが、来年までには対応する。個別の住宅の対応状況については、把握できていない。



國島新市長に 問う！



國島市長の初登壇

9月13日から15日までの3日間、議員17人が市政全般について、一般質問しました。

國島市長に対して初めての質問の機会となったため、選挙期間中に揚げられた約束（公約）に関しても問いました。駅西総合交流センターの見直し、火葬

場建設など、様々な点についての質問が出ました。

市長は初議会でもあり、自ら答弁する回数が多く、市民との対話、市長の所信に関する質問など活発な議論となりました。

各議員の一般質問の主な内容は次のとおりです。

- ◇市民との対話
- ◇地域力向上
- ◇ガン予防対策
- ◇防災対策
- ◇介護政策
- ◇公共のプール整備
- ◇駅西総合交流センターの見直し
- ◇情報公開日本一の中身
- ◇35人学級
- ◇事業仕分け

- ◇市場化テスト
- ◇大型プレミアム商品券
- ◇市民政策検討委員会
- ◇地域振興特別予算
- ◇通学支援金支給制度
- ◇火葬場建設
- ◇無認可保育園の認可
- ◇損害賠償請求事件
- ◇公表されている公約以外の約束
- ◇公約の整合性
- ◇第5次行政改革大綱実施計画
- ◇観光基本政策
- ◇海外資本による森林売買
- ◇国府支所建設に関する諸整備
- ◇住宅用太陽光発電
- ◇ユニバーサルデザインに基づくまちづくり
- ◇中心市街地活性化
- ◇交差点のラウンドアバウト方式導入
- ◇飛騨・世界生活文化センターの活用
- ◇平成21年度水道事業会計決算
- ◇諮問第1号の異議申し立て
- ◇市長の約束と第七次総合計画

損害賠償請求事件 調査研究機関を新たに設置

9月24日、全員で構成する「議会改革等に関する特別委員会」を開きました。8月27日に議決した損害賠償請求（7ページ参照）がテーマ。

議会の議決の検証、市民への説明責任などについて、2時間を超えて議論しました。

「今後の市政の運営のためには、原因の究明、特に再発防止策の検討が、議会の責任であり最優先課題」との結論に達しました。

今後は、特別委員会に調査研究機関を新たに設置し、議員全員で検討することを決めました。

- ◇パブリックコメント
- ◇条例と自治基本条例
- ◇農業の産業化と農業生産額250億円
- ◇農商工連携と飛騨の野菜でごちそうプロジェクト
- ◇町内要望への対応
- ◇入札制度の見直し
- ◇中学校の卒業式の議員出席の機会
- ◇夢基金
- ◇米トレイサビリティ
- ◇1法の施行
- ◇インターネット企業の活用
- ◇人口減少対策とまちづくり
- ◇情報公開と事業評価

質問と答弁につきましては、インターネット
<http://www.city.takayama.lg.jp/gikai/gikai-eizou.html> で閲覧できます。

議事録は 11 月 30 日以降に議会事務局または議会ホームページにて閲覧できます。

議会中継はヒットネット TV 及び議会ホームページで見ることができます。

ヒットネット TV では生中継され、4-7 日後に録画も放映されます。

議会ホームページでは生中継し、会議の3日後から録画でご覧いただけます。



臨時会の報告

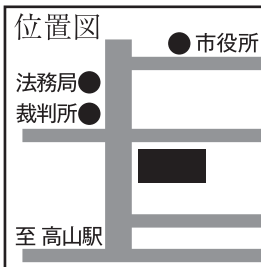
**損害賠償請求事件の和解を受諾し
補正1億1900万円を議決**

8月27日、第4回臨時会を開き、約6時間に及ぶ議論を行いました。新興自動車株式会社から提訴された損害賠償請求事件の和解案の受諾と、和解金支出のための補正予算について、それぞれ審議。主な質疑の後採決が行われ、和解案については賛成27人、反対7人の賛成多数で可決。一般会計補正予算については、賛成25人、反対9人の賛成多数で可決しました。

今回の「損害賠償請求事件」は、「市政のあり方」並びに「高山市議会のあるべき姿」が問われる案件であり、議会改革の根幹に関わる重要課題であるとの認識が示され、7月14日開催の議会改革等に関する特別委員会において、特に議論を深めることに決定しました。

訟から民事訴訟への経緯や市の対応の確認、民事訴訟の争点の確認と市の責任の検証、議会の議決責任、市民への説明責任などについて、市長らに説明を求めながら、厳しい議論を重ねてきました。

また、8月25日には委員長・副委員長が、高山市顧問弁護士阪下六代氏に対して調査を行い、翌8月26日の特別委員会では、委員会を公開とし、調査結果の報告の後、さらに議論を行いました。こうした経緯を経て、臨時会では約6時間に及ぶ質疑を行いました。



市長の提案説明と謝罪

市が決定した許認可等拒否処分は、名古屋高裁において違法とする判決が下り、それを受けて損害賠償の訴訟が提起された。この間、審議を重ねて来たが、今回の和解案が裁判所の和解案であり、真摯に受け止めるべきものであること、訴訟の相手方が市内企業であり早期の解決を図りたいこと、判決を求める場合のリスクなどを総合的に考慮し和解を受諾すべきと判断した。高山市は従来の方針を踏襲することで解決できるものと考えていた。すずんで判断をしなかったことが違法であるとの判決が出て、こうした結果になったことについては、

私の判断が適切でなかった。その責任を重く受け止め、申し訳なく思っている。

主な質疑

【問】法令上では、町内会長の同意書を添付する必要性はどこにも記載されていない。それでも町内会長の同意書を求めているのは、これまでの慣例とされているが、法令上の根拠は？

【答】法定外公公物は昔から地域に親しまれた財産。地域の中で総括されている町内会長に尋ねるなどこれまでの方法が最も適しているかと判断した。

【問】市民への説明をどのようにしていくのか。

【答】議会で説明することが第一。その結果市民に説明をしていく。今日も市民に説明しているという思いで、議会で説明している。

【問】今回のことで、市の判断のどこに間違いがあったと考えているのか。

【答】町内会長の同意を取つてという対応が適正であると思っていたが、裁判の結果において、もう少し吟味して行くべきでなかったかという指摘。そのところが判断ミスと思っている。

【問】町内会長の同意書について当時県や国のやり方、必要とする根拠を調査して対応するべきではなかったのか。

【答】県下の市町村のやり方については、調査したが、国については調査していない。

【問】和解案は9月中旬に議決すれば間に合うということ。市民に十分説明して、市民の意見を聞いてから議決することが市民参加の市政ではないのか。

【答】手続き上は9月議会最終日で間に合うが、相手方が8月中旬の和解を求めている。

◆和解に至るまで◆

- 18.12. 5 高山市が許認可等拒否処分決定
- 18.12.20 新興自動車 岐阜地方裁判所へ提訴
- 19.10.11 判決言渡し 許可申請の拒否の決定を取り消す
- 19.10.25 臨時議会 控訴の提起について議決
- 19.10.26 高山市が名古屋高等裁判所へ控訴
- 20. 6.24 判決言渡し 控訴棄却
- 20.12.24 新興自動車 岐阜地方裁判所へ提訴 損害賠償を求める
- 22. 1.20 裁判所より和解案提示
- 22. 2.10 新興自動車 和解案を拒否
- 22. 5.21 裁判所より和解案提示
- 22. 7.14 特別委員会にて議員間討議
- 22. 7.16 特別委員会にて議員間討議
- 22. 7.26 特別委員会にて議員間討議
- 22. 8. 6 原告、被告、和解条項(案)について合意
- 22. 8.17 特別委員会にて議員間討議
- 22. 8.26 特別委員会にて議員間討議
- 22. 8.27 臨時議会 和解条項(案)と補正予算賛成多数で議決

※特別委員会は議会改革等に関する特別委員会です。

9月定例会 委員会の議案審査報告

総務企画委員会

議第65号
高山市火災予防条例の
一部を改正する
条例について

「住宅用防災機器の設置および維持に関する条例」の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い改正しようとするもので、全員一致で原案の通り可決するものと決めました。主な質疑は次の通りです。

【問】500平方メートル未満の施設について、複合型居住施設用自動火災報知器設備を設置することにより、住宅用防災警報器等はつけなくてよいということになったのか。

【答】その通り。

【問】新たに複合型居住施設用自動火災報知器設備を設置することにより、対象施設の財政負担が増えるが、それに対しての財政支援はないのか。

【答】現時点において、そのような制度はない。

議第66号
過疎地域自立促進計画
について

過疎地域の自立促進、住民福祉の向上、雇用の増大や地域格差の是正を図るため定めようとするもので、全員一致で原案の通り可決するものと決めました。主な質疑は次の通りです。

【問】過疎地域自立促進計画の途中の見直しはできるのか。

【答】途中の見直しはできる。

【問】上宝地域において、過疎地域は旧上宝村で指定されていたが、現在は上宝町と奥飛騨温泉郷の2つの過疎地域という扱い方なのか。

【答】過疎地域としては、上宝地域というひとつの地域で指定してある。

【問】過疎地域自立促進特別措置法の延長により大幅な変更はあったのか。

【答】充実した点は、過疎地域対策事業債のソフト事業の充実及び対象施設の追加だ。

【問】現状の過疎地域対策事業債では、旅館業や製造業の建物の建築には3年間の固定資産税の免除があったが、それらも変わらなくなるのか。

【答】引き続き対象になっている。

【問】過疎地域自立促進計画の変更点は、第七次総合計画から抜粋しており、第七次総合計画の後期計画の策定により変わった部分がある。

【問】この計画はいつまでに提出しなければいけないのか。

【答】提出期限はないが、10月中旬に総務省、農林水産省、国土交通省に提出する予定だ。

議第87号
高山市副市長定数条例の一部を改正する
条例について

副市長の定数を2人から1人に変更するための改正で、全員一致

で原案の通り可決するものと決めました。主な質疑は次の通りです。

【問】副市長の任期はいつからになるのか。

【答】就任した日から4年間だ。

基盤整備委員会

議第67号
市道路線の廃止、
議第68号
市道路線の変更について

市道路線の廃止、変更は、山王橋の架け替えに伴うもので、全員一致で原案の通り可決するものと決めました。



山王橋の作業現場

認第1号
平成21年度
高山市水道事業会計決算
について

水道事業会計決算については、全員一致で

【問】1人減ることにより、4年間でどれくらい行革になるのか。

【答】現時点で計算すると、4年間の給与及び退職金手当で約6100万円になる。

原案の通り認定するものと決めました。主な質疑は次の通りです。

【問】49の簡易水道を26年度までにひとつにまとめる計画の見通しは。

【答】5カ年で統合していく。

【問】今後の未給水地区に対する考え方は。

【答】公的工事が負担金の見直しを検討中。未給水地域の解消は図りたい。

【問】水道事業の合理化策・改善策は。

【答】繰上げ償還で支出を抑えてきた。更にとすると指定管理の範囲拡大や料金徴収の委託を考慮していくしか

ない。

【問】水道管の耐用年数は。

【答】40年間が基本。5年後に高山地域の15%が老朽化するのに入れ替えが必要となる。

【問】指定管理との関係で特に大きな問題はなかったか。

【答】特にない。

諮問第1号
地方自治法第229条
第4項の規定に基づく
異議申し立てに関する
諮問について

平成22年5月28日付で、奥飛騨温泉郷にある宿泊施設より下水道使用料の減免返還を求めた申請が市に提出されました。平成19年9月から平成21年9月まで、計測された井戸水が地下漏水により下水道管に流れ込んでおらず、下水道施設を使用していなかったため、すでに支払っている1800万円の下水道使用料金を返還するように求めた申請です。漏水による料金の減

免は、下水道使用料条例において、市長が「公益上その他特別の理由がある」と認めた場合は「使用料を減額し、または免除することができ」となっていますが、「下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の漏水に係る水量認定基準」のなかで「同一原因による漏水等が複数月にわたる場合であっても量が最も大きい一月に限り適用する」ことを定めています。

下水道使用料条例にある「そのほか特別な理由」や認定基準の中にある「特別な事情のあるものについての特別措置」は、「災害等の被災者や貧困等」を想定しており、これらの規定を適用することは適切でないと考えたことから、市は特別な減免は認められないと判断し、「一原因1カ月の減免規定」により2ヵ月分224万3377円を返還するように決定しました。

申立人はこの決定を不服として、見直しを求める異議申し立てがなされ、今回、市より議会に諮問されました。主な質疑は次の通りです。



地下漏水の現地視察

【問】減免とあるが市長が別に定めるものがあるのか。

【答】条例で別に定めるものとあるのは認定基準を定めている。認定基準の中に別に定める規定があるが、それは定めていない。

【問】行政側の指導に問題があったとの指摘についてはどうか。

【答】長期になるものは本庁の対応。減免は部長決裁ということに対応してきた。

【問】行政側の対応は

問題ないという理解でよい。

【答】現規定の中ではやむを得ないと判断した。

【問】汚水の流量計の設置費用が高いから設置しなかったとあったが、いくらかかるのか。

【答】メーターが30万円、工事費70万円、計約100万円かかる。

【問】汚水計測装置の設置について自己負担も含めた規定を整備してはどうか。

【答】井戸水等不明な部分については、今後検討していきたい。

【問】ベースは市民あつての行政だ。規則は守らなければならぬが、説明責任はあり、反省すべきは反省しなければならぬ。見解はどうか。

【答】ご指摘のとおり。異常に水量が上がっているときに通知し、それで終わっているところも問題あると思う。市民生活を守る思いがあれば、フォローが必要

要と思う。これからの行政は文書行政でなく、話し合い行政へと変えなければ……。その意味で対応について検証が必要だと思っている。

【問】今までの行政サイドとしての住民に対する指導管理、行政指導の考え方、責任についてはどうか。

【答】平成21年12月に相談書を持ってきたあの対応について、職員が市民に対する親切

心とか適正な対応などが欠けていたのではないかと反省している。市民への対応は親切心と誠心誠意が大事だと痛感している。今後も上下水、公共料金の適正運営について、公平公正を原則として、その中で、優しさを持った応対を心がけていきたい。

以上のような審査の後、左記の答申書とすることで全員一致しました。

諮問に対する答申書

平成22年9月7日付で諮問のあった「地方自治法第229条第4項の規定に基づく異議申し立てに関する諮問」に対する本議会の意見は、下記のとおりである。

記

1. 減免処分の決定に当たっては、市長が条例とは別に定める減免基準によることが原則である。しかしながら、この件に関しては、減免基準を形式的かつ一律に適用するだけでなく、条例により市長に認められた減免に係る裁量権の行使を検討されたい。
2. 市長と申立者の間において、異議申し立て内容について話し合いの場を持ち、解決に向けて努力すること。また、今後の対応・対策についても十分な協議を行うこと。

以上、高山市議会の意見とする。

総務企画委員会

市民意見交換会から

総務企画委員会に関するご意見は、概ね次の9点でした。

▽ブロードバンド関係の整備（地デジ対応やブロードバンド化、FMなど受信できない地域があるため）

▽地域審議会以後の地域自治組織（合併10年後に地域審議会がなくなるため、その後の対応として、地域の声をどのように反映させるか、ポスト審議会のあり方）

▽公共交通体制の充実（公共交通連携計画が提示されているが、より市民の利便向上につながる計画に）

▽行政と地元消防団の連携強化、及び自主防災組織の補完（自主防災のあり方と合わせて、地元消防団との関わり）

▽町内会加入率と地域

力向上対策（町内会加入率の向上対策と町内会長の負担）

▽地区社教の問題と地域を支える仕組み（高山地域と支所地域の社教主事の位置づけの関係）

▽市民税、固定資産税、入湯税の税負担と今後の財政運営（税に対する受益と負担の関係）

▽職員数と職員給与の関係（行革に関わる職員数と給与のあり方）

▽各事業仕分け（無駄な事業などないか精査すべき）

これらについて、現在も引き続き調査研究しています。



閉会中の調査から

総務企画委員会は、3つの項目について調査研究しました。

新潟県上越市は、高山市と同じ平成17年に近隣町村と合併しました。合併特例としての法的根拠を持つ「地域自治区」を導入したま

ちづくりについて、調査研究しました。合併特例が終わる5年後に向けて、地域振興のための地域審議会などの在り方をさらに調査研

福祉保健委員会

市民意見交換会から

福祉保健委員会の所管事項は市民生活に直結しており、市民意見交換会でお聴きした声にも、生活実感が伴い急ぐべき課題と感じられる意見が多くありました。

政策討論会の討論テーマにも挙げられた「火葬場の建設」「地域

究しています。横浜市では行政評価システム、長野県東御市では新交通システムを調査。東御市は、昼間の時間帯に戸口から戸口へと送迎する運行方式のデマンドシステムを採用している。



東御市「新交通システム」

医療の確保」のほか、高齢化に伴う諸課題、高山厚生病院の存続、国民健康保険料と基金、健康増進施設の温水プール、荘川診療所の機能、と7項目について調査研究を進めました。

築57年と老朽化が進む高山火葬場や荘川火葬場については現地調査しました。地域医

療については、高山赤十字病院、久美愛厚生病院で、院長・看護部長・事務長の皆さんと意見交換しました。

また、深刻な高齢化問題については、24時間365日の見守りができる「暮らしの場」としての高齢者向け優良賃貸住宅「竜ヶ池ハウス」（大阪府吹田市）を視察し「施設中心から在宅中心の介護へ」の示唆に富む取り組みを学んできました。

今後も、福祉保健委員会として市民の皆様からお聴きした課題については、精力的に調査研究を重ね、政策提言につなげていきます。（3ページ参照）

医療の確保」のほか、高齢化に伴う諸課題、高山厚生病院の存続、国民健康保険料と基金、健康増進施設の温水プール、荘川診療所の機能、と7項目について調査研究を進めました。

築57年と老朽化が進む高山火葬場や荘川火葬場については現地調査しました。地域医



高山火葬場視察

閉会中の調査から

子どもの発達障がい支援策について、三重県亀山市子ども支援室を視察しました。



亀山市「子ども支援室」

発達障がいなど、子育てについて悩む保護者の相談窓口として、ワンストップで対応する取り組みです。

医療・保健・福祉・教育など分野の違う専門スタッフが常に連携し、フットワークも軽く学校や保育園を訪問する中での確かな助言を行い、子ども親も職員もフォローする仕組みが確立していました。

乳幼児から成人まで、支援内容や担当が変わっても、窓口をたらい回しにされたり情報が途切れたりしない「切れ目のない支援体制」が大きな成果を挙げられています。

文教経済委員会

市民意見交換会から

文教経済委員会に付託されたものは、次の6点です。

▽景気対策▽鳥獣被害対策▽畜産振興▽乗鞍スカイラインの開通時期と規制▽観光対象エリアの拡大とトイレの問題▽市全体の今後の産業政策と雇用——についてそれぞれ調査研究しましたが、最重要課題として「景気対策について」を報告します。

〈調査内容〉ハローワークの求人求職者の推移。学卒者の就職状況。雇用保険給付状況。市の景気対策の予算分析。融資、空き店舗関係の5年経過資料。各経済団体との意見交換（建設協会、飛騨信用組合、高山信用金庫、安川商店振興組合等）〈問題点〉①景気の若干の上向き要素はある

が、今後10年はかなりの事業所が廃業、倒産となる可能性があると思われる。

②行政と産業団体の意識に大きなずれがある。もっとオープンにして語り合う場を制度化する必要がある。③利子補給を中心とする景気対策は限界にきている。効果的な景気対策が求められる。

この調査研究の経過と結果を政策討論会に提案しました。（3ページ参照）



鳥獣被害現地視察

閉会中の調査から

「転活用でよみがえる公共建築」について

高山市は合併後、学校の統廃合が進み、廃校は地域にも影響を及ぼしています。神戸市の旧北野小学校は「北野工房のまち」として転活用され地域活性化の源となっていることから、視察研究してきました。

〈まとめ〉▽転活用立地と用途が重要である▽

基盤整備委員会

市民意見交換会から

都市計画の拡大と都市計画税について

基盤整備委員会は、現在旧高山地域が指定されている都市計画の区域を、新たに丹生川地域（4町内）、清見地域（2町内）、国府地域（8町内）へ広めようとしていることを



神戸市への行政視察

転活用の制約として施設の安全性（防火避難性能、耐震性能）、利便性（バリアフリー、居住環境の改善）の確保がある▽地域の主体的な取り組みが必要。

調査しました。

今まで数回地元への説明会がなされたものの、目的税である都市計画税について、増税になることへの反対意見が多いこと、また、目的となる税の趣旨の応益負担の原則について、事業や施設に充当する具体性も示されていないことへの不満の



都市計画の説明があった国府地域

声が大きいかを受け調査したものです。調査研究した委員会の意見は「具体的な事業がない段階での都市計画税課税は困難」という結果になりました。

ただし、都市計画による土地利用規制の必要性については、今後とも住民の理解を得るため引き続き努力されるように、市に対し進言しました。

閉会中の調査から

畜産にかかる環境問題について

7月9日、丹生川荒城地区の養豚大型施設による汚水、悪臭公害問題について現地調査しました。



現地における調査

2万3000頭の豚を飼育しているものの環境へ十分配慮した施設になっていないことを指摘しました。バイオフィルターなど脱臭施設の対応、豚舎内の清掃管理徹底、国、県、市の行政指導の徹底を図るべきとの意見が出されました。

議場へようこそ！

― 議会を傍聴しませんか！ ―

◇ 本会議の傍聴へぜひお越しください。
市役所6階の受付で、どなたでも簡単に入場・傍聴ができます。（入退場は自由です。）

本庁1階のロビーでもテレビモニタ1（大画面）で視聴できます。

◆ その他の映像配信サービスと会議録の閲覧は、6ページに詳細を掲載しています。

12月定例会日程（予定）

11月30日（火）	12月7日（火）	8日（水）	9日（木）	10日（金）	20日（月）
本会議 （開会・提案説明）	本会議 （一般質問）	本会議 （一般質問）	本会議 （一般質問）	本会議 （一般質問）	本会議 （議決・閉会）

※開会時刻はいずれも午前9時30分からです。
※日程は変更される場合があります。



理解を深める
一歩目に
― 編集後記に代えて ―

市民意見交換会のご案内

みなさんの声を聞かせてください！わたしたちの話を聞いてください！！
とにかくまず寄ってみてください！！

どの会場へでもお気軽にご参加ください。
いずれの会場も午後7時からです。

開催地区	開催日	会 場
上宝地区	11月 8日（月）	上宝支所
東小・岩瀬小学校地区	11月 9日（火）	東山中学校 第2体育館
西小学校地区	11月 9日（火）	西小学校 マルティ
荘川地区	11月10日（水）	荘川支所 文化ホール
丹生川地区	11月10日（水）	丹生川支所
高根地区	11月11日（木）	高根公民館
江名子小学校地区	11月11日（木）	江名子小学校 第2体育館
清見地区	11月12日（金）	清見支所
国府地区	11月12日（金）	国府福祉センター
南小学校地区	11月15日（月）	南小学校 多目的室
北小学校地区	11月15日（月）	フローラ
山王小学校地区	11月16日（火）	片野会館
奥飛騨温泉郷地区	11月16日（火）	一重ヶ根公民館
久々野地区	11月17日（水）	久々野公民館
一之宮地区	11月17日（水）	一之宮支所
花里小学校地区	11月18日（木）	花里小学校 特別活動室
朝日地区	11月18日（木）	燦々朝日館ふれあいホール
三枝小学校地区	11月19日（金）	三枝小学校 多目的室
新宮小学校地区	11月19日（金）	新宮集落センター

◎当日は本紙「ぎかいだより」をお持ちいただくと幸いです。

力を合わせて何かをしようとするときに、基本となるのはお互いの理解です。そして、相互理解は語り合いからはじまります。これまで高山市議会は、パートナーである市民の皆様に対して、自ら進んで語りかけて来ることができたでしょう。議会改革を進める中で、議会が気づいた重視すべき問題点です。

その気づきと反省に導かれ、「わかりやすく開かれた議会」へ向かって一歩目を踏み出すことができたのが高山市議会『ぎかいだより』の発行に至る原点です。

議会の広報紙である以上、議員の手作りは原則ですが、一方で市民の皆様にも参加していただけないかとの思いがありました。皆様と一体であるべき議会の原点を、どこかに留めておきたいと考えたからです。その思惑を、若い市民による題字で表現することにしました。書き手に児童を選んだ訳は3つあります。

ひとつ目は、ひたむきさや成長力を、新しい気持ちで発行する広報紙にイメージとして重ね合わせたこと。

2つ目は、その吸引力を借りてご家族や地域の興味を弊紙に向けようとした小さな打算。一方で強い動機には、若年層の政治離れを少しでも抑えたいという思いがありました。将来の参政者に議会を身近に感じてもらうきっかけにしたいと願ったのです。

市議会を伝えることには、地方政治への参加を促す意図があります。政治への参加とは、関心をもち、意見を届けることです。それは自らの幸せを自ら考えてつかみ取るうとする 것과同義であり、自治の根源です。若い市民に、そんな未来の市民像を期待したのが、3つめの理由です。

つかもうとする意志をオーバーラップできないかと考えた表紙の写真は、題字への思いと同じ意味合いで、児童を題材としています。高山に住む誇りと喜び、受け継がれる伝統と明日への希望、さまざまな思いを見えないバトンに込めたつもりです。

次へ、また次の未来へと手渡されていくことを願いつつ……。そのためには現走者である私たち大人が「与えられた一周」を力の限り走り続けることが前提であり、決意を確認しなければならぬことは、言うまでもありません。

『ぎかいだより』は生まれたばかりです。回を重ね、より良いものになりたいと考えています。皆様のご意見を、ぜひお寄せください。

初回の紙面づくりにも、すでに多くの方からご指導やご協力をいただきました。末筆になりましたが、お礼申し上げます。ありがとうございます。

高山市議会